

地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日総理府令第71号）の筆界についての考え方

平成23年6月16日国土交通省 土地・水資源局 国土調査課の担当者様へ電話にて
問い合わせの回答

地籍調査作業規程準則第30条について

（筆界の調査）

- 第30条 筆界は、慣習、筆界に関する文書等を参考とし、かつ、土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人の確認を得て調査するものとする。
- 2 第23条第2項の規定による立会が得られないことについて相当の理由があり、かつ、筆界を確認するに足る客観的な資料が存在する場合においては、当該資料により作成された筆界案を用いて確認を求めることができるものとする。
- 3 前2項の確認が得られないときは、調査図素図の当該部分に『筆界未定』と朱書するものとする。

上記第1号の取り扱いは、法務局の公図（通称名：字図写）を参考にすれば良く、法務局備付けの地積測量図を参考にすることまでは要しないとの事。

上記第2号の取り扱いは、法務局の地積測量図まで確認する必要があるとの事。

以上、電話にて確認を受けました。
長崎県の取り扱いに間違いが無いことが確認できました。

私見（当職の考え方）

上記の筆界確認方法は日本土地家屋調査士会連合会が土地家屋調査士に対して、主張する筆界確認方法と相違するものと思います。

筆界特定制度を利用すると、公法上の境界(筆界のこと)を筆界特定登記官により特定して頂くことが出来ます。この特定には約半年から1年の期間を要します。

このような作業規定のままの状態での地籍調査事業に土地家屋調査士（公共嘱託土地家屋調査士会）が、その事業を受託するのは、問題があるのではないのでしょうか？

筆界の専門職と主張する以上は法務局が国民に対して説明する「筆界」を確認する必要があるものと思いますが？

法務局のホームページの「筆界」の説明文

「筆界」とは、ある土地が登記された時にその土地の範囲を区画するものとして定められた線であり、所有者同士の合意等によって変更することはできません。

これに対して、「境界」という語は、所有権の範囲を画する線という意味で用いられることもあり、その場合には、筆界とは異なる概念となります。筆界は所有権の範囲と一致することが多いのですが、一致しないこともあります。

お願い：

間違いがある場合があるといけませんので、疑義がある場合は直接、関係部局へお尋ねして下さい。この文面に誤りがあったことが判明した場合は、当方へメールにて連絡をお願いします。原田